

株主の皆様へ

第18回定時株主総会招集ご通知に際しての
電子提供措置事項

事 業 報 告
連 結 計 算 書 類
計 算 書 類
監 査 報 告

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

セレンディップ・ホールディングス株式会社

書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

- ① 連結注記表
- ② 個別注記表

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

【当社ウェブサイト】

<https://www.serendip-c.com/ir/stock/meeting.php>

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/7318/teiji/>

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症に対する行動制限が緩和され、ウィズコロナのフェーズへと移行し、経済社会活動の正常化が進む中で、個人消費や企業の設備投資に緩やかな持ち直しの動きがみられるものの、世界的な金融引締めが進む中で金融資本市場の変動や、資源・エネルギー価格の上昇等による物価高騰、供給面での制約等の懸念により、先行きが不透明な経営環境が続いております。

当社グループの事業領域である中堅・中小企業の「事業承継（投資）」におきましては、中堅・中小企業の事業承継問題が深刻化する中で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、経済・社会活動が停滞したことにより後押しされ、事業承継手段としてのM&Aニーズ（譲渡ニーズ）が一段と増加いたしました。

一方、当社グループのもう一つの事業領域である「モノづくり（経営）」におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大等に伴う半導体を中心とした部品供給の停滞によるサプライチェーンへの影響等により、自動車メーカー国内生産は、期初から継続して生産計画見直しによる影響を受けたものの、期末にかけては大きく挽回しております。

このような状況のもと、当社グループは、新型コロナウイルス感染症拡大以前から経営執行にコミットしたプロ経営者をチームで派遣し現場・財務・経営の見える化を徹底し、バックオフィスの生産性向上や製造現場での幅広いITの活用に取り組み、ムダ・ムリ・ムラの排除を実施してまいりました。当連結会計年度においては、株式会社アベックスが当社グループに加わり、同社の技術力・デザイン力をグループ各社へ波及させグループ全体の成長を加速させる環境が整いました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は15,195,426千円（前期比10.1%増）、営業利益は325,142千円（同66.8%増）、営業外収益に「受取補償金」132,185千円等を計上したため経常利益は347,378千円（同93.6%増）、特別利益に「保険解約返戻金」36,453千円、「受取保険金」138,760千円、特別損失に「役員特別功労金」30,000千円等を計上したため親会社株主に帰属する当期純利益は312,504千円（同56.3%増）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

プロフェッショナル・ソリューション事業には、当社及びセレンディップ・テクノロジーズ株式会社が含まれております。

プロ経営者派遣におきましては、事業承継課題を抱える中堅・中小企業が今後益々増加していく社会的背景があり、中堅・中小モノづくり企業から事業承継案件、事業再生案件の当社への持ち込みが増加しております。

経営コンサルティングにおきましては、新型コロナウイルス感染症拡大により大手製造メーカーの生産活動停滞等を受け、その仕入先である中小製造業の業績が悪化しており、当該企業並びに支援金融機関からの経営改善支援に対するニーズが増加しております。また、DXに対する各社の取り組みの本格化、中堅・中小企業の基幹システムの再構築需要の増加に伴い、ITコンサルティングのニーズも増加しております。これらにより当社コンサルティング事業部の売上は前期比110.9%増と伸長し、当セグメントの増収要因となりました。一方で、経営課題を抱える中堅・中小企業の課題解決・成長に更に寄与するための積極的な人材採用により人件費や採用費等が増大したことに加え、事業拡大のための本社移転に伴う費用が発生したことが当セグメントの減益要因となっております。

エンジニア派遣におきましては、中堅・中小企業の成長を支援するため、経営基盤の強化、エンジニアのリスキリング強化、経営効率の合理化を徹底し、新しいIoTソリューションの開発とDXに注力しております。

この結果、プロフェッショナル・ソリューション事業の売上高は1,274,611千円（前期比7.9%増）、セグメント損失は53,301千円（前期は8,791千円のセグメント利益）となりました。

インベストメント事業には、セレンディップ・フィナンシャルサービス株式会社が含まれております。

前連結会計年度より、事業承継問題に機動的に対応すべく、上場後を見据えた案件の発掘・開拓に注力して参りました。上場後も、モノづくり企業を中心とした再生型事業承継支援サービス、フィナンシャル・アドバイザー等の企業経営サポートを積極的に進めており、特にフィナンシャル・アドバイザー案件の成約数は増加しております。また、当連結会計年度において、従来から構築してきた金融機関等との業務提携による初の共同投資の実行及びフィナンシャル・アドバイザー売上を計上したこと並びにセレンディップ・フィナンシャルサービスとSBI新生銀行グループの共同ファンドである「日本ものづくり事業承継基金1号投資事業有限責任組合」設立によって管理業務に伴う報酬の受取が発生しております。一方で、上記の活動を更に強化すべく人材採用を強化したことにより、人件費や採用費等が増大いたしました。

この結果、インベストメント事業の売上高は113,859千円（前期比

65.2%増)、セグメント損失は10,571千円(前期は24,891千円のセグメント損失)となりました。

モノづくり事業には、三井屋工業株式会社、佐藤工業株式会社、天竜精機株式会社及び株式会社アペックスのモノづくり企業が含まれております。

自動車内外装部品製造、自動車精密部品製造におきましては、期初から半導体供給不足や供給網の混乱に伴う自動車メーカーの生産計画見直しによる減産の影響を受けておりましたが、期末にかけて自動車メーカーの国内生産が大きく挽回したことにより増収となったことに加えて、製造スタッフの多能工化推進による更なる生産性向上で固定費を削減したことも増益に寄与いたしました。

F A装置製造におきましては、供給面での制約は残るものの、新規顧客の獲得や主要顧客の設備投資活動の再開により受注は回復し、増収・増益となりました。

また、2023年1月10日付で、株式会社アペックス(試作品製作)の全株式を取得し連結子会社化したことにより当連結会計年度から連結計算書類に含めております。

この結果、モノづくり事業の売上高は14,230,665千円(前期比9.6%増)、セグメント利益は389,014千円(同84.4%増)となりました。

事業別売上高

事業区分	第17期 (2022年3月期) (前連結会計年度)		第18期 (2023年3月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
プロフェッショナル・ソリューション事業	1,180,760千円	8.6%	1,274,611千円	8.4%	+93,851千円	+7.9%
インベストメント事業	68,905	0.5	113,859	0.7	+44,954	+65.2
モノづくり事業	12,983,685	94.0	14,230,665	93.7	+1,246,979	+9.6
調整額	△427,356	△3.1	△423,709	△2.8	+3,646	-
合計	13,805,994	100.0	15,195,426	100.0	+1,389,431	+10.1

(注) 調整額は、セグメント間取引消去によるものであります。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は1,076,189千円で、その主なものは次のとおりであります。

当連結会計年度中に完成した主要設備

三井屋工業株式会社（モノづくり事業） 生産設備

当社（プロフェッショナル・ソリューション事業） 本社オフィス移転

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

2023年1月10日付で株式会社アベックスの全株式を取得し、同社は当社の連結子会社となりました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 15 期 (2020年3月期)	第 16 期 (2021年3月期)	第 17 期 (2022年3月期)	第 18 期 (当連結会計年度 (2023年3月期))
売 上 高 (千円)	15,196,337	14,460,659	13,805,994	15,195,426
経 常 利 益 (千円)	215,265	417,499	179,395	347,378
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	91,380	398,497	199,980	312,504
1株当たり当期純利益 (円)	29.71	127.21	49.18	71.53
総 資 産 (千円)	12,984,569	14,798,226	15,684,580	16,168,464
純 資 産 (千円)	2,294,153	3,018,014	4,568,809	4,479,353
1株当たり純資産 (円)	745.87	923.00	1,028.84	1,036.40

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を除いて算出しております。
2. 当社は、2021年3月10日付で普通株式1株につき10株の割合をもって株式分割を行っており、第15期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社及び関連会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
(連結子会社) 天竜精機株式会社	63,000千円	100%	F A装置製造 (モノづくり事業)
(連結子会社) 佐藤工業株式会社	98,800千円	100%	自動車精密部品製造 (モノづくり事業)
(連結子会社) 三井屋工業株式会社	75,000千円	100%	自動車内外装部品製造 (モノづくり事業)
(連結子会社) セレンディップ・テクノ ロジーズ株式会社	37,500千円	100%	ITエンジニア派遣、ソフトウ ェア開発 (プロフェッショナル・ソリューション事業)
(連結子会社) セレンディップ・フィナンシャル サービス株式会社	5,500千円	100%	投資、フィナンシャル・アドバイザー (インベストメント事業)
(連結子会社) 株式会社アベックス	100,000千円	100%	開発段階における試作品製作 (モノづくり事業)
(持分法適用関連会 社) 日本ものづくり事業承 継投資株式会社	20,000千円	50% (※)	ファンド運営業務 (インベストメント事業)

- (注) 1. 2023年1月10日付で株式会社アベックスの株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。
2. 日本ものづくり事業承継投資株式会社は、当事業年度において当社の子会社が50%出資し、設立した持分法適用関連会社であります。
3. 議決権比率欄の※印は、子会社による間接保有も含めた保有割合であります。
4. 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	三井屋工業株式会社
特定完全子会社の住所	愛知県豊田市三軒町三丁目1番地
当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	1,000,000千円
当社の総資産額	3,624,061千円

(4) 対処すべき課題

当社グループは、M&Aによる事業承継により傘下に収めた子会社の成長を通じてグループ全体の成長を図るビジネスモデルとなっており、子会社における既存事業の成長のため、及び当社グループが提供するソリューション拡充のため、以下の課題に注力してまいります。

① M&A対象企業の発掘・事業の成長

当社グループはM&A案件の発掘に際し、金融機関、M&A仲介会社等様々なリソースを活用し、精緻な企業分析、M&A後の成長戦略、PMI戦略、グループシナジー等を十分に勘案した上で投資判断を実行していくことが重要であると認識しております。ターゲット案件に対しては、当社取締役を中心とした経営層及び関係部門で構成する投資委員会において、十分な審議、戦略立案等を行い、当社グループの成長に結び付くM&Aの実行に注力してまいります。

② プロフェッショナル人材の積極的採用・育成強化

当社は、M&A成立後の統合プロセスであるPMIについて、プロ経営者及びコンサルタントをチームで派遣する等、独自のノウハウを蓄積しており、グループ全体の成長を牽引・実現してきました。

また、当社グループは、プロフェッショナル・ソリューション事業の拡大に合わせて、コンサルタント、ITエンジニア等を積極的に増員してきました。

今後、当社グループの事業を拡大していく上で、専門性の高い優秀なプロフェッショナル人材であるプロ経営者、コンサルタント、ITエンジニア等を積極的に採用し、育成強化してまいります。

③ 当社グループの一体化・意思統一

当社グループは、M&Aを実行しグループ内に取り込み成長することを基本的な事業戦略としております。グループ企業が増加する過程においては、各社のこれまでの歴史・企業風土・文化の違いから価値観の相違が生まれる等、一つのグループ企業として全社が同じ目標に向かい一体化していくことは容易ではないものと認識しております。

これらの課題に対し、各社横断的な会議体やグループ褒賞制度などグループ横断のコミュニケーションの場を設け、積極的な信頼関係の構築に努めてまいりたいと考えております。更には年に一度、グループ会社社長が

集まる役員合宿と方針説明会を開催しており、グループ方針を理解するとともに一体化・意思統一を図ってまいります。

④ グローバル展開

当社グループは、子会社における海外人材の採用や海外取引は存在するものの、グローバル案件を遂行するため、業務提携・技術提携、新たな販売先・仕入先開拓等のグローバルな事業展開に対応できる人材の強化、ネットワークの構築等が必要であると判断しております。今後、グローバルな事業展開力や経営執行力を当社グループの機能に取り込むことにより、グローバル対応力の充実に努めてまいります。

⑤ 新市場への挑戦、技術革新・現場改革

当社グループの一部の子会社が身を置く自動車業界では、環境規制の強化による電動化の進展、自動運転技術の進化、コネクティッドカーの普及、クルマが所有するものからシェア（共有）するものへ変わるといったライフスタイルの変化など、いわゆるCASE領域の進展がめざましく、自動車産業の構造は、『100年に一度の大変革期』を迎えています。事業の枠組みや前提条件が大きく変わろうとする中、新市場への挑戦、新しい技術（技術革新）・新しいやり方（DXを含む現場改革）に果敢に挑戦してまいります。

⑥ 財務体質の改善

当社グループはM&Aを実行する際、各子会社の正常収益力を基にLBOファイナンスによって買収資金を調達しているため有利子負債比率が高い水準にあります。これに対し利益の蓄積のほか、様々な資金調達手法を活用し、財務体質の強化を図ってまいります。

⑦ 内部統制の充実

企業経営の透明性と開示情報の正確性の確保、諸法規等の遵守のため、内部統制システムの整備・充実に継続的に推進し、内部管理体制の強化に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

当社グループは、当社及び連結子会社6社により構成され、「プロフェッショナル・ソリューション事業」、「インベストメント事業」及び「モノづくり事業」を行っております。

事業別の事業内容及び主要な製品・サービスは以下のとおりであります。

事業区分	事業内容	主要な製品・サービス	グループ会社名
プロフェッショナル・ソリューション事業	プロ経営者派遣	事業承継、事業再生等	当 社
	経営コンサルティング	経営・IT・現場改善(DXツール提供等)コンサルティング	
	エンジニア派遣	設計・開発・ITエンジニア派遣 ソフトウェア開発	セレンディップ・テクノロジーズ(株)
インベストメント事業	投資・M&A関連	共同投資、ファンド フィナンシャル・アドバイザー	セレンディップ・フィナンシャルサービス(株)
モノづくり事業	オートモーティブサプライヤー	自動車内外装部品 (ラゲージルーム内装部品、フェンダーライナー・リアホイールハウスイナー等外装部品)	三井屋工業(株)
		自動車精密部品 (オートマチック機能部品)	佐藤工業(株)
	FA装置製造	コネクタ自動組立機 電池関連自動組立機 クリームはんだ印刷機	天竜精機(株)
	試作品製作	開発段階における試作品製作	(株)アペックス

(6) 主要な営業所及び工場 (2023年3月31日現在)

① 当社

本 社：愛知県名古屋市中区錦一丁目5番11号

② 子会社

天 竜 精 機 株 式 会 社	本社及び工場：長野県駒ヶ根市
佐 藤 工 業 株 式 会 社	本社及び工場：愛知県あま市
三 井 屋 工 業 株 式 会 社	本社工場及び篠原工場：愛知県豊田市 東北工場：山形県米沢市
セレンディップ・テクノロジー ジ ー ズ 株 式 会 社	本社：愛知県名古屋市中区
セレンディップ・ フィナンシャルサービス株式会社	本社：愛知県名古屋市中区
株 式 会 社 ア ペ ッ ク ス	本社及び工場：東京都八王子市

(7) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の従業員数

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
プロフェッショナル・ソリューション事業	109 (2) 名	9名増 (1名増)
インベストメント事業	— (—)	1名増 (1名増)
モノづくり事業	441 (24)	69名増 (2名減)
全社(共通)	20 (—)	5名増 (1名減)
合計	570 (26)	83名増 (3名減)

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時従業員数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 臨時従業員には、パートタイマー、契約社員及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。
3. 「全社(共通)」として記載している使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。
4. 従業員数が前連結会計年度末と比べて83名増加しておりますが、その主な理由は、2023年1月10日付で株式会社アペックスを連結子会社としたためであります。

② 当社の従業員数

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
43名	14名増	40.4歳	2.2年

(8) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社大垣共立銀行	2,040,000千円
株式会社百五銀行	1,060,000
アルプス中央信用金庫	600,000

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年3月31日現在)

- | | |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 13,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 4,550,320株 |
| ③ 株主数 | 1,939名 |
| ④ 大株主(上位10名) | |

株主名	持株数	持株比率
高村徳康	625,120株	14.46%
竹内在	625,120	14.46
諸戸グループマネジメント株式会社	450,000	10.41
一徳合同会社	300,000	6.94
ネクストシーケンス合同会社	300,000	6.94
セレンディップグループ従業員持株会	208,690	4.83
アント・ブリッジ4号A 投資事業有限責任組合	171,420	3.97
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	135,500	3.14
株式会社SBI証券	124,500	2.88
日本証券金融株式会社	78,500	1.82

(注) 1. 当社は、自己株式を228,280株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- ⑤ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

①当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として
交付された新株予約権の状況

		第 1 回新株予約権	第 2 回新株予約権
発行決議日		2016年6月10日	2018年11月9日
新株予約権の数		17,846個	600個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 178,460株 (新株予約権1個につき10株)	普通株式 6,000株 (新株予約権1個につき10株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 1,240円 (1株当たり 124円)	新株予約権1個当たり 17,500円 (1株当たり 1,750円)
権利行使期間		2018年6月11日から 2026年6月10日まで	2020年11月12日から 2028年11月8日まで
行使の条件		(注) 1	(注) 1
役員 の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 17,846個 目的となる株式数 178,460株 保有者数 2名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	社外取締役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監査役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 600個 目的となる株式数 6,000株 保有者数 3名

		セレンディップ・ホールディングス株式会社（第1回）新株予約権
発行決議日		2020年7月20日
新株予約権の数		1,200個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 12,000株 (新株予約権1個につき10株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 18,000円 (1株当たり 1,800円)
権利行使期間		2022年8月1日から 2030年6月30日まで
行使の条件		(注) 2
役員 の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 1,010個 目的となる株式数 10,100株 保有者数 3名
	社外取締役	新株予約権の数 40個 目的となる株式数 400株 保有者数 1名
	監査役	新株予約権の数 150個 目的となる株式数 1,500株 保有者数 3名

- (注) 1. 新株予約権者は、本新株予約権の行使時において当社及び当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役、相談役、執行役員、顧問又は従業員等（以下「当社の従業員等」という。）の地位を有していることを要します。ただし、当社の従業員等の地位を任期満了により退任又は定年により退職した場合並びに正当な事由がある場合はこの限りではありません。
2. ①新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役及び従業員、当社の関係会社管理規程に定める子会社の取締役及び執行役員のうち当社が指定する者、その他これらに準ずる地位にあることを要します。ただし、役員等の任期満了による退任、定年退職、当社の社命による転籍、その他当社が認める正当な理由がある場合はその限りではありません。
- ②新株予約権者が死亡した場合には、相続人がその権利を行使することができるとします。
- ③新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間の合計額は、1,200万円を超えてはならないものとします。

- ④新株予約権者は、租税特別措置法第29条の2第1項第6号の規定に従い、新株予約権者の行使により取得する当社の株式を当社が指定する証券業者等の営業所又は事務所に保管の委託又は管理等信託を行うものとします。
3. 2021年3月10日付で行った1株を10株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

- ② その他新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2023年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長	高 村 徳 康	三井屋工業株式会社 取締役 セレンディップ・フィナンシャルサービス株式会社 代表取締役 株式会社ケイズコーポレーション社外監査役 日本ものづくり事業承継投資株式会社 代表取締役
代表取締役社長	竹 内 在	天竜精機株式会社 取締役 佐藤工業株式会社 取締役 三井屋工業株式会社 取締役 セレンディップ・テクノロジー株式会社 取締役 セレンディップ・フィナンシャルサービス株式会社 取締役 株式会社アベックス 取締役 エムジーホールディングス株式会社 社外取締役 (監査等委員) 株式会社エスネットワークス 社外取締役 (監査等委員)
取 締 役	小 谷 和 央	経理部長
取 締 役	内 藤 由 治	
取 締 役	藤 田 豪	株式会社MTG Ventures 代表取締役 株式会社オブティマインド 社外監査役 名古屋大学院情報学研究所客員准教授 株式会社オルツ 社外取締役 株式会社Psychic VR Lab 社外取締役 株式会社キッチハイク 社外取締役 H2L株式会社 社外取締役 株式会社EVERING 取締役
常 勤 監 査 役	西 山 一 彦	天竜精機株式会社 監査役 佐藤工業株式会社 監査役 三井屋工業株式会社 監査役 セレンディップ・テクノロジー株式会社 監査役 セレンディップ・フィナンシャルサービス株式会社 監査役 株式会社アベックス 監査役
監 査 役	村 松 高 男	村松税理士事務所 所長 ベステラ株式会社 社外監査役 イオンモール株式会社 社外監査役 グロープライド株式会社 社外取締役 (監査等委員)
監 査 役	清 水 哲 太	

- (注) 1. 取締役内藤由治氏及び取締役藤田豪氏は、社外取締役であります。
2. 監査役村松高男氏及び監査役清水哲太氏は、社外監査役であります。
3. 監査役村松高男氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役藤田豪氏及び監査役村松高男氏を、東京証券取引所から確保が義務付けられている独立役員として同取引所に届け出ております。
5. 当社は執行役員制度を導入しており、2023年3月31日現在の執行役員は、上記の取締役兼務者3名を含む下記の11名であります。

役 名	氏 名	職 名
会長執行役員	高 村 徳 康	セレンディップ・ホールディングス株式会社 代表取締役会長
社長執行役員	竹 内 在	セレンディップ・ホールディングス株式会社 代表取締役社長
執 行 役 員	小 谷 和 央	セレンディップ・ホールディングス株式会社 取締役経理部長
執 行 役 員	小 野 賢 一	天竜精機株式会社 代表取締役社長
執 行 役 員	岩 田 正 樹	天竜精機株式会社 取締役
執 行 役 員	植 村 達 司	佐藤工業株式会社 代表取締役社長
執 行 役 員	高 橋 直 輝	三井屋工業株式会社 代表取締役社長
執 行 役 員	森 博 和	セレンディップ・テクノロジーズ株式会社 代表取締役社長
執 行 役 員	景 山 敏 行	株式会社アペックス 代表取締役社長
執 行 役 員	梅 下 翔 太 郎	コンサルティング事業部担当
執 行 役 員	北 村 隆 史	コーポレート企画部担当

② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款で定め、当該契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じる損害を一定の範囲で保険者が補填することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社及び子会社の取締役、監査役並びに執行役員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年6月4日開催の取締役会において、「取締役個人別の報酬等の内容に係る決定方針」を以下のとおり決定しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

i) 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るためのインセンティブとして機能するよう、取締役の職責に応じた報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各々の職務と責任を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、固定報酬及び業績等により支給することがある非金銭的報酬により構成することとする。

ii) 固定報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の報酬は、原則として月例の固定報酬とし、役位、職務と責任及び当社の業績等を総合的に勘案して決定するものとする。

iii) 非金銭的報酬の内容及び数の算定方法の決定に関する方針

非金銭的報酬は、事業年度ごとの業績を勘案しストックオプション等を付与するものとし、各取締役に付与する数の算定は、役位、職務と責任及び当社の業績等を総合的に勘案して決定するものとする。

iv) 固定報酬、非金銭的報酬の取締役の個人別の額や数に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役の固定報酬及び非金銭的報酬の割合は、株主と経営者の利害を共有し、企業価値の持続的な向上に資する適切な支給割合とするものとする。

v) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額等については、株主総会の決議により定められた年間報酬限度額の範囲内で、取締役会より一任された代表取締役社長が、各取締役の役位、職務と責任、業績等を総合的に勘案し、監査役会の意見を聴取した上で、取締役の固定報酬の額及び非金銭的報酬の数等を決定する権限を有するものとする。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	67,020 (4,800)	67,020 (4,800)	— (—)	— (—)	5 (2)
監査役 (うち社外監査役)	11,250 (4,800)	11,250 (4,800)	— (—)	— (—)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	78,270 (9,600)	78,270 (9,600)	— (—)	— (—)	8 (4)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬総額限度額は、2021年6月28日開催の第16回定時株主総会において、年額200,000千円以内（うち社外取締役分50,000千円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名（うち、社外取締役は2名）です。
3. 監査役の報酬総額限度額は、2018年6月21日開催の第13回定時株主総会において、年額20,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。
4. 取締役会は、代表取締役社長竹内在氏に対し社外取締役を除く各取締役の職務の内容、業績の達成度及び当社への貢献度等を踏まえた報酬の額及び各社外取締役の報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の職務について評価を行うには、代表取締役社長が適していると判断したためであります。

ハ. その他

当社は2023年5月22日開催の取締役会において、本株主総会にお諮りしている第3号議案及び第4号議案をご承認いただいた場合は、「イ. 役員報酬等の内容決定に関する方針等」に記載している「iii) 非金銭的報酬の内容及び数の算定方法の決定に関する方針」について、以下のとおり変更することを決議しております。

非金銭的報酬は、事業年度ごとの業績を勘案しストックオプション及び譲渡制限付株式報酬等を付与するものとし、各取締役に付与する数の算定は、役位、職務と責任及び当社の業績等を総合的に勘案して決定するものとする。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役藤田豪氏は、株式会社MTG Ventures代表取締役であります。また、同氏は株式会社オプティマインド社外監査役、名古屋大学院情報学研究所客員准教授、株式会社オルツ社外取締役、株式会社Psychic VR Lab社外取締役、株式会社キッチハイク社外取締役、H 2 L株式会社社外取締役及び株式会社EVERING取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役村松高男氏は、村松税理士事務所所長であります。また、同氏はベステラ株式会社社外監査役、イオンモール株式会社社外監査役及びグローブライド株式会社社外取締役（監査等委員）であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	内藤由治	当事業年度に開催された取締役会には16回中16回出席いたしました。 経験豊富な経営者の観点から必要な発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	藤田豪	当事業年度に開催された取締役会には16回中15回出席いたしました。 主にファイナンス、投資・ファンド管理運営に置ける豊富な経験と知見を活かし必要な発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役	村松高男	当事業年度に開催された取締役会には16回中16回出席し、また、監査役会には12回中12回出席いたしました。 税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の会計・税務処理について適宜、必要な発言を行っております。
監査役	清水哲太	当事業年度に開催された取締役会には16回中14回出席し、また、監査役会には12回中11回出席いたしました。 企業経営に関する豊富な経験・知見から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のガバナンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	35,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人EY新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款で定め、当該契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、取締役会決議において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について「内部統制システム構築の基本方針」を定めております。その概要は以下のとおりであります。

① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ) セレンディップ・ホールディングス株式会社（以下、当社という。）及びその子会社（以下、セレンディップグループという。）は、コンプライアンスの取組みに関わる基本事項を「コンプライアンス規程」に定め、セレンディップグループの取締役及び使用人が、法令・定款・社内規程及び社内規範の遵守の確保を目的として制定した「セレンディップグループ行動規範」を率先垂範し遵守することを徹底する。
- ロ) セレンディップグループは、「リスク・コンプライアンス委員会規程」に基づきリスク・コンプライアンス委員会を設置し、企業経営に関係する法令等の遵守と教育を行う。また、「内部通報者保護規程」を定め、組織または個人による不正・違法・反倫理的行為等を速やかに認識し対処するとともに通報者に対する不利益な取扱いを防止する。
- ハ) 監査役及び内部監査室は、連携してコンプライアンス体制を監査し、問題点の指摘及び改善策の提案等を行い、定期的に取り締り会及び監査役会に報告する。

ニ) セレンディップグループは、「反社会的勢力排除規程」を定め、反社会的勢力とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力からの不当要求を拒否し、毅然とした態度で臨む。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ) セレンディップグループの取締役の職務の執行に係る情報については、法令・定款・「取締役会規程」及び「文書管理規程」に基づき作成・保存するとともに、必要に応じて取締役、監査役等が閲覧、謄写可能な状態にて管理する。

ロ) セレンディップグループの情報セキュリティについては、「情報管理規程」に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、保有情報等の適切な活用・保全・運用を行う。

ハ) セレンディップグループの個人情報及び特定個人情報については、法令・「個人情報保護規程」及び「特定個人情報保護規程」に基づき厳重に管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ) セレンディップグループの組織横断的リスク状況の監視は内部監査室が行い、各部門所管業務に付随するリスク管理は、「リスク管理規程」に基づき担当部署が行う。

ロ) セレンディップグループの各部門の責任者は、それぞれが自部門に整備するリスクマネジメントの体制の下、担当職務の業務内容を整理し、内在するリスクを把握、分析、評価した上で適切な対策を実施するとともに、かかるリスクマネジメント状況を監督し、定期的に見直す。

ハ) セレンディップグループは、「リスク・コンプライアンス委員会規程」に基づきリスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスク管理体制の整備とリスク発生時の損失最小化・再発防止を図る。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ) セレンディップグループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の目的・運営に係る事項を「取締役会規程」に定め、取締役会を原則月 1 回開催し必要に応じて臨時開催する。
セレンディップグループの取締役会は、経営目標・予算を策定し、代表取締役以下取締役はその達成に向けて職務を遂行し、進捗状況については、経営会議で確認し、取締役会に報告し実績管理を行う。
 - ロ) セレンディップグループの取締役は、ITを活用した情報システムを構築して、迅速かつ的確な経営情報把握に努める。
 - ハ) 取締役及び執行役員の職務執行状況については、適宜、取締役会に報告する。
- ニ) 職務権限の行使は、「職務権限規程」に基づき適正かつ効率的に行う。
- ⑤ セレンディップグループの企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ) セレンディップグループのグループ経営の基本原則に従い、「セレンディップグループ行動規範」を通じて、当社及びその子会社の独立性を尊重しつつ、高い倫理観をもって、セレンディップグループ全体の経営を推進する。
 - ロ) セレンディップグループの経営については、原則として当社から経営実務を積んだプロフェッショナル人材を取締役もしくは使用人としてグループ会社に派遣し、グループ会社の事業運営及び損失の危険の管理を行い、事業の適正を確保する。
 - ハ) セレンディップグループに関する諸手続及び管理体制については、「関係会社管理規程」に定め、セレンディップグループに関する業務の円滑化と管理の適正化を図る。セレンディップグループの管理を担当する部門は、コーポレート企画部とし、セレンディップグループが効率的にその経営目的を達成できるよう管理指導し、必要と認めるときは、関係部門に管理指導を依頼することができる。
- ニ) セレンディップグループにおける経営の健全性の向上及び業務の適正の確保のために必要ときは、子会社の事業運営に関する重要な事項について当社の承認を必要とするほか、特に重要な事項については当社の経営会議での審議及び取締役会への付議を行う。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- イ) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名することができる。
 - ロ) 監査役が指名する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ) セレンディップグループの取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて会社の業務執行状況及び会計処理を報告及び必要な情報提供を行う。
 - ロ) 監査役は必要に応じて、重要な社内会議に出席することができる。
 - ハ) 内部監査室は、セレンディップグループにおける内部通報制度「セレンディップヘルプライン」の運用状況を確認するとともに、監査役に定期的に報告する。また、内部監査室は、セレンディップグループの取締役に「セレンディップグループ行動規範」に違反する事実があると認める場合その他緊急の報告が必要な場合は、監査役に直ちに報告する。
- ⑧ 監査役に報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- セレンディップグループは、内部通報制度を通じた通報を含め、監査役に報告した者に対し、「内部通報者保護規程」を準用し、当該通報・報告をしたことを理由として、解雇その他不利な取り扱いを行うことを禁止し、これを取締役及び使用人に周知徹底する。

- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他監査費用等の処理に係る方針に関する事項

セレンディップグループは、監査役からその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求があった場合には、当該請求に係る費用または債務等が監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じる。

- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ) 監査役は、監査役監査の実効性を高めるため、代表取締役と定期的に意見交換を行う。

ロ) 監査役は、定期的に会計監査人及び内部監査室と連携をとり、監査役監査を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた「内部統制システム構築の基本方針」を定め業務の適正を確保するための体制を整備し、以下の取り組みを行っております。

- ① 当社の取締役会は、社外取締役2名を含む取締役5名で構成し、監査役も出席した上で開催し、取締役の職務執行を監督いたしました。
- ② 監査役は、月1回の定時監査役会を開催し、監査役間の情報共有に基づき会社の状況を把握し、必要な場合は提言の取りまとめを実施いたしました。さらに、取締役会に出席するとともに、取締役及びその他使用人と対話を行い、その職務の執行状況を監査いたしました。
- ③ 内部監査室は、あらかじめ定めた監査計画に基づき、当社及び各子会社の監査を実施いたしました。
- ④ 監査の実効性を確保するため、監査役、内部監査室及び会計監査人は、連携して監査を実施いたしました。
- ⑤ リスク・コンプライアンス委員会を定期的に開催し、コンプライアンス教育の計画策定・指導、リスク情報の収集やリスクへの対応を審議いたしました。

4. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつとして認識しております。

現在、当社グループは引き続き成長過程にあると考えており、持続的成長に向けた積極的な投資に資本を充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると判断しております。このことから、当事業年度においては配当を実施しておらず、今後においても当面の間は内部留保の充実を図る方針であります。

なお、内部留保資金につきましては、今後の事業展開において持続的成長に向けた積極的な投資に振り向けてまいりたいと考えております。

将来的には、各期の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案したうえで株主に対して利益還元策を実施していく方針ではありますが、現時点において配当実施の可能性及びその時期等については未定であります。

当社の剰余金の配当につきましては、期末配当は株主総会が、中間配当は取締役会が決定機関となっております。また、中間配当につきましては、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,741,263	流動負債	5,806,667
現金及び預金	3,012,071	支払手形及び買掛金	1,853,194
受取手形、売掛金及び契約資産	3,294,581	電子記録債務	740,194
営業投資有価証券	80,000	短期借入金	600,000
商品及び製品	77,360	1年内返済予定の長期借入金	799,877
仕掛品	329,412	リース債務	47,301
原材料及び貯蔵品	373,636	未払金	517,614
未収入金	468,667	未払費用	150,572
その他	105,533	前受金	58,160
固定資産	8,427,200	未払法人税等	227,529
有形固定資産	5,977,429	未払消費税等	171,224
建物及び構築物	4,221,260	賞与引当金	387,242
機械装置及び運搬具	5,074,441	製品保証引当金	15,135
工具、器具及び備品	8,945,305	受注損失引当金	21,928
土地	2,149,797	設備関係支払手形	172,024
リース資産	410,251	その他	44,668
建設仮勘定	140,239	固定負債	5,882,442
減価償却累計額	△14,963,865	長期借入金	4,639,400
無形固定資産	184,474	リース債務	113,856
のれん	65,494	資産除去債務	54,753
無形資産	19,250	退職給付に係る負債	267,007
リース資産	3,927	繰延税金負債	703,894
ソフトウェア仮勘定	884	その他	103,530
その他	94,919	負債合計	11,689,110
投資その他の資産	2,265,296	(純資産の部)	
投資有価証券	1,725,690	株主資本	4,191,845
関係会社株式	13,045	資本金	1,114,030
長期前払費用	254,805	資本剰余金	2,000,852
保険積立金	16,662	利益剰余金	1,181,782
繰延税金資産	133,848	自己株式	△104,819
長期営業債権	301,522	その他の包括利益累計額	287,508
その他	122,044	その他有価証券評価差額金	287,508
貸倒引当金	△302,322	純資産合計	4,479,353
資産合計	16,168,464	負債純資産合計	16,168,464

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	15,195,426
売上原価	12,729,668
売上総利益	2,465,757
販売費及び一般管理費	2,140,615
営業利益	325,142
営業外収入	32
受取配当金	52,649
持分法による投資利益	3,045
為替差益	25,995
雇用調整助成金	17,459
受取補償金	132,185
その他	37,402
営業外費用	268,770
支払利息	85,613
貸倒引当金繰入額	23,150
営業外支払手数料	55,600
訴訟関連費用	71,577
その他	10,592
経常利益	347,378
段階取得に係る差益	32,000
固定資産売却益	6,106
投資有価証券売却益	29,415
保険解約返戻金	36,453
受取保険金	138,760
特別損失	242,736
固定資産除却損	8,772
固定資産売却損	183
保険解約損	17,758
役員特別功労金	30,000
その他	2,115
税金等調整前当期純利益	58,830
法人税、住民税及び事業税	239,607
法人税等調整額	△23,078
当期純利益	531,283
非支配株主に帰属する当期純利益	314,754
親会社株主に帰属する当期純利益	2,250
	312,504

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	1,114,030	1,999,730	869,278	△13,544	3,969,495
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額					-
会計方針の変更を反映し た 当 期 首 残 高	1,114,030	1,999,730	869,278	△13,544	3,969,495
当連結会計年度変動額					
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			312,504		312,504
自己株式の取得				△96,157	△96,157
自己株式の処分		4,271		4,881	9,153
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		△3,150			△3,150
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	-	1,121	312,504	△91,275	222,349
当連結会計年度末残高	1,114,030	2,000,852	1,181,782	△104,819	4,191,845

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当連結会計年度期首残高	504,814	504,814	94,500	4,568,809
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額				-
会計方針の変更を反映し た 当 期 首 残 高	504,814	504,814	94,500	4,568,809
当連結会計年度変動額				
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				312,504
自己株式の取得				△96,157
自己株式の処分				9,153
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動			△91,800	△94,950
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)	△217,305	△217,305	△2,700	△220,005
当連結会計年度変動額合計	△217,305	△217,305	△94,500	△89,456
当連結会計年度末残高	287,508	287,508	-	4,479,353

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,325,544	流動負債	577,709
現金及び預金	868,466	短期借入金	100,000
売掛金	68,449	関係会社短期借入金	368,867
前払費用	9,692	未払金	49,622
関係会社短期貸付金	330,000	未払費用	13,194
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	34,000	未払法人税等	5,422
未収入金	11,444	未払消費税等	7,559
未収還付法人税等	3,022	預り金	17,493
その他	469	賞与引当金	15,550
固定資産	2,298,517	固定負債	510,164
有形固定資産	42,720	関係会社長期借入金	500,000
建物	39,718	資産除去債務	10,164
減価償却累計額	△3,848	負債合計	1,087,873
建物(純額)	35,869	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	10,594	株主資本	2,536,188
減価償却累計額	△3,744	資本金	1,114,030
工具、器具及び備品(純額)	6,850	資本剰余金	1,430,523
無形固定資産	48,682	資本準備金	1,048,787
ソフトウェア	47,798	その他資本剰余金	381,735
ソフトウェア仮勘定	884	利益剰余金	96,454
投資その他の資産	2,207,114	その他利益剰余金	96,454
関係会社株式	2,101,921	繰越利益剰余金	96,454
関係会社長期貸付金	66,000	自己株式	△104,819
出資金	2,175	純資産合計	2,536,188
繰延税金資産	3,847	負債純資産合計	3,624,061
その他	33,170		
資産合計	3,624,061		

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
営 業 収 益		684,129
営 業 費 用		742,520
営 業 損 失 (△)		△58,391
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,318	
補 助 金 収 入	678	
受 取 家 賃	963	
そ の 他	172	3,132
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	7,252	
営 業 外 支 払 手 数 料	2,500	
そ の 他	96	9,848
経 常 損 失 (△)		△65,107
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)		△65,107
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,317	
法 人 税 等 調 整 額	644	2,961
当 期 純 損 失 (△)		△68,068

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								純資産 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本 合 計	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金合 計	その他利益 剰余金	利益剰余金合 計			
当 期 首 残 高	1,114,030	1,048,787	377,464	1,426,252	164,523	164,523	△13,544	2,691,261	2,691,261
当 期 変 動 額									
当期純損失 (△)					△68,068	△68,068		△68,068	△68,068
自己株式の取得							△96,157	△96,157	△96,157
自己株式の処分			4,271	4,271			4,881	9,153	9,153
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									-
当期変動額合計	-	-	4,271	4,271	△68,068	△68,068	△91,275	△155,073	△155,073
当 期 末 残 高	1,114,030	1,048,787	381,735	1,430,523	96,454	96,454	△104,819	2,536,188	2,536,188

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月25日

セレンディップ・ホールディングス株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 倉 持 直 樹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 都 成 哲

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、セレンディップ・ホールディングス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セレンディップ・ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月25日

セレンディップ・ホールディングス株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 倉 持 直 樹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 都 成 哲

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、セレンディップ・ホールディングス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えら

れる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が各子会社の監査役も兼務しており、子会社の取締役会等重要な会議に出席し事業の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月26日

セレンディップ・ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役	西山 一彦	㊟
社外監査役	村松 高男	㊟
社外監査役	清水 哲太	㊟

以 上